

公 告

キクチ健保公告第 164 号
令和 7 年 12 月 2 日

キクチ健康保険組合
理事長 森 信 也

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

健康保険法第 47 条の規定に基づき、キクチ健康保険組合の令和 7 年 9 月 30 日における全被保険者の平均標準報酬月額を下記の通りと定め、健康保険法第 3 条第 4 項の規定による被保険者の標準報酬月額上限について次の通り公告する。

記

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 平均標準報酬月額 | 316,018 円 |
| 標準報酬月額 | 320,000 円 |
| 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日より 令和 9 年 3 月 31 日まで |